

厚生労働省・社会保険庁からの年金記録に関するお知らせです。  
もう一度、ご自分の年金記録を確認くださいますようお願いいたします。

## あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください ～被保険者・年金受給者の皆様へ～ 厚生労働省・社会保険庁

- この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。
- 基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。
  - ▼平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お一人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。
  - ▼これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。
- 年金記録問題への新対応策を進めます。
  - ▼被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。疑問があれば、お問い合わせください。
  - ▼5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。
  - ▼社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
  - ▼5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。
- お客様からのお問い合わせには真摯に対応します。
  - ▼社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせください
  - ▼お電話でのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで 0120 - 657830
  - ▼インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用ください  
<http://www.sia.go.jp>

# 国民年金コーナー

6月号では、全額免除制度を紹介しましたが、今回は一部納付（免除）制度を紹介します。

一部納付（免除）制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

一部納付（免除）制度には、次の3種類があります。

- 4分の1納付（3530円）
  - 2分の1納付（7050円）
  - 4分の3納付（10580円）
- ※（ ）内は納付する保険料の金額です。

次の所得基準の範囲内にある方が、対象となります

▼所得基準  
前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

### 【計算式】

- 4分の1納付  
78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 2分の1納付  
118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- 4分の3納付  
158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

【例】（下表のとおり）  
※申請の時期によって、前年の所得で審査を行う場合があります。

ただし、一部保険料を納付しなかった場合には、その期間の一部免除が無効となり、未納と同じになってしまいます。将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事故が起った場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

### ◆問い合わせ

郡山社会保険事務所  
☎024-932-3480  
町民生活課  
☎72-6933

一部納付（免除）制度の所得基準のめやす

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯 (夫婦、子供2人)	162万円	230万円	282万円	335万円